

横浜市中小企業振興基本条例に基づく市会への報告について

H23. 9. 1

平成22年4月1日に施行された横浜市中小企業振興基本条例第8条において、毎年、中小企業振興施策の実施状況を市会に報告することが義務づけられたことから、現行の議会日程及び議会の審議・審査状況を踏まえ、第3回市会定例会における各年度事業決算にあわせ、同条例第7条の項目を中心とした中小企業振興施策の取組状況を報告する。

○ 中小企業振興施策の取組状況報告の取扱い

第3回市会定例会（会期：平成23年9月2日～10月28日）

本会議2日目（一般質問） 9月7日（水）

・ 中小企業振興施策の取組状況の報告
（報告書は席上配付）



常任委員会 （議案等審査） 9月9日（金） ～14日（水）

・ 常任委員会において各局、所管部分を報告
経済局→報告書全般、中小企業振興施策の実施状況
財政局→発注状況、受注機会増大に向けた取組
政策局→PFI、指定管理者の参入状況など
その他の局等→所管に係る部分



決算特別委員会
総合審査 9月28日（水）
局別審査 9月29日（木）～
10月14日（金）
採 決 10月18日（火）

・ 決算発送（9月16日（金））

・ 平成22年度事業を中心に、中小企業振興施策
について
取組状況、実績、成果など

参 考

横浜市中小企業振興基本条例（抜粋）

（施策の基本方針）

第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 市内中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するための施策を推進すること。
- (2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、市内中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、市内中小企業者の参入機会の増大に努めること。
- (4) 市内中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。
- (5) 市内中小企業者相互及び市内中小企業者と大企業者等の連携・協力を促進するための施策を推進すること。
- (6) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進すること。
- (7) 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

（市会への報告）

第8条 市長は、毎年、市会に中小企業の振興に関する施策の実施状況を報告しなければならない。